

履修方法及び学修評価に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手リハビリテーション学院（以下、本学院という）学則第8条、第10条の規定に基づき、履修及び学修評価の方法・基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目履修の要件)

第2条 履修科目（以下、科目という）の種類・単位数・時間数は、学則第7条に基づく別表の通りとし、下記所定の授業時間数を出席することによって履修するものとする。

2. 臨床実習以外の科目履修においては、各科目授業時間数の3分の2以上出席する。
3. 臨床実習における履修においては、各々臨床実習施設で行う臨床実習期間の5分の4以上出席する。

(科目担当講師)

第3条 臨床実習以外の科目において、教授する講師は、原則として1科目1名とする。

2. 学修目標に基づいた教授内容を鑑み、必要に応じて複数講師が担当することがある。

(科目の履修)

第4条 各科目の履修に関する内容は、講義要項に提示する。

2. 臨床実習における履修に関する内容は、各学科臨床実習実施要項に提示する。

(授業時間)

第5条 本学院の授業時間は、8時50分から16時10分までを原則とする。

2. 講師が講義の進行上必要と認めた場合は、授業時間の延長、変更もありえる。
3. 臨床実習においては、第1項の限りではない。

(学修評価の受験資格)

第6条 各科目において、学修評価の受験をするためには、第2条の要件を満たさなければならない。

2. 傷病その他やむを得ない事由によって、第2条の要件を満たさない学生の対応については、職員会議における審議を経て、学院長が判断し決定する。

(科目における学修評価の方法)

第7条 各科目の学修評価は、当該科目の担当教員が、科目試験及び日常の学修状況によって評定する。

2. 複数の教員によって行われる科目の学修評価は、当該教員が協議して評定する。
3. 臨床実習以外の科目において、学修評価の対象となる試験の方法は以下の通りとし、実施にあたっては、数回または数種類の試験の方法を併用する場合がある。

- (1) 筆記試験
- (2) 実技試験
- (3) 口頭試験
- (4) 課題提出
- (5) その他の試験

4. 科目試験の期日・方法は、1週間前までに発表することを原則とする。
5. 筆記試験においては、試験開始後30分以降は入室できない。また、試験開始後30分以降でなければ退室することができない。
6. 下記の事由により科目試験会場で受験ができない場合は、試験監督の了承のもと別室受験を認める。
 - (1) 本人またはその同居家族による感染症罹患等により、他の学生に感染拡大の恐れがある場合
 - (2) やむを得ない事情により試験監督が別室受験を必要と判断する場合
7. 臨床実習に関する学修評価の方法・基準は、各学科臨床実習実施要項に定める。

(学修評価の基準)

第8条 各科目の学修評価の基準は、次表の区分により評定し、C以上を合格とする。

評定基準	評定区分
S	90点以上 100点
A	80点以上 90点未満
B	70点以上 80点未満
C	60点以上 70点未満
D	60点未満

2. 臨床実習の学修評価の基準は、S A B C Dの5段階評定とし、C以上を合格とする。

(科目の単位修得)

第9条 科目の単位修得は、評定が合格に達したとき認める。

(特別試験)

第10条 特別試験は、追試験及び再試験とする。

(追試験)

第11条 追試験は、傷病その他やむを得ない事由により、科目試験を受験できない場合、事由を証明することによって受験することができる。

2. 同一科目における追試験は1回のみで、原則として追試験後の再試験受験は認めない。
3. 追試験の評定は、第8条の規定の通りとする。

(再試験)

第12条 再試験は、科目試験の成績が60点未満の学生が受験を希望し、当該科目教員が必要と認めた場合、受験することができる。

2. 再試験受験は原則として1回限りとする。
3. 当該担当科目教員が1回以上の再試験を当該学生の学修に必要であると判断した場合は、条項の限りではない。尚、この試験を受験する場合は、新たに第12条第3項に示す再試験受験料を納入するものとする。
4. 再試験の評定は、CあるいはD評定とする。

(特別試験受験手続き)

第13条 特別試験受験を希望するものは、受験日前日までに事務室へ「特別試験願」の提出と定められた受験料の納入手続きを行うものとし、断りがなく期日までに手続きをしない場合は受験資格を失う。

2. 特別試験の受験料は、下記の通り定める。

(1) 追試験

- ・ 疾病その他のやむを得ない事由により科目試験の受験ができない場合 1科目につき 1,000円
- ・ 公欠の事由により科目試験が受験できない場合 無料

(2) 再試験

1科目につき 2,000円

3. 特別試験を受験するときは、領収書を持参する。試験官が領収書を確認できない場合、受験を認めないことがある。

(不正行為)

第14条 不正行為が発覚した場合及び不正行為とみなされる行為があった場合、学則第34条に定める懲戒の対象となる。尚、当該科目の学修評価は、D評定とする。

(聴講)

第15条 聴講とは、既に履修した科目について再度受講することをいう。

2. 聴講を希望する者は、「聴講願」を申請し学院長の許可を得て聴講することができる。
3. 学院長は、受講態度が不良と判断した場合、聴講の中止を命じることがある。
4. 聴講した科目については、学修評価の対象とはならない。

(単位履修免除)

第16条 本学院履修科目において、本学院入学前に他の教育機関において既に単位修得している科目については、「単位履修免除願」を申請することができる。

2. 科目における単位履修免除は、学院長が許可する。
3. 単位履修免除が認められた場合は、その学年において、特待生の対象から除外される。

(進級)

第17条 進級は、学則第26条に基づき進級を認める。

(卒業)

第18条 卒業は、学則第27条に基づき卒業を認める。

(雑則)

第19条 この規程の定めのない事項は、職員会議の議を経て、学院長が決定する。

(規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、職員会議の議を経て、学院長が決定する。

附則

令和2年4月1日施行